

新型コロナワクチン「令和5年秋開始接種」の開始について

令和5年9月20日（水）から新型コロナワクチン接種「令和5年秋開始接種」が始まりますので、お知らせします。

1 実施期間

令和5年9月20日（水）～令和6年3月31日（日）

2 接種費用

無料（自己負担なし）

3 接種対象者

初回接種を完了した生後6か月以上の方

※ 初回接種は、生後6か月～4歳は1～3回目接種、5歳以上は1・2回目接種

※ 接種間隔は、前回接種から3か月以上

4 使用ワクチン

オミクロン株（XBB.1.5）対応ワクチン（ファイザー社、モデルナ社）^{（※）}など

※ 現在の流行主流株に対応した新しいワクチンです。

5 接種場所

市内医療機関約1,700か所及び臨時集団接種会場（横浜市役所内）1か所

6 接種券

令和5年5月8日以降に追加接種（3回目以降の接種）を

受けた方	令和5年9月11日（月）から新しい接種券を順次発送します。
受けていない方	お手元の接種券を使用して接種ができます。

※ 接種券を紛失・破棄した場合について

市ウェブページから再発行申請するか、ワクチン接種コールセンター（TEL0120-045-070）にお問合せください。

※ 初回接種を完了した生後6か月～4歳の方は、令和5年10月2日（月）から新しい接種券を順次発送します。

7 予約方法

医療機関ごとに予約方法が異なります。

(1) 医療機関への直接予約

(2) 市の予約システム (Web・LINE)、予約コールセンターを利用した予約

※ インターネットでの予約が困難な方を対象に、市内郵便局や区役所ワクチン相談員による予約代行を実施します。

※ 耳の不自由な方でインターネットでの予約が困難な方を対象に、FAX 予約を実施します。

8 予約開始日 (医療機関へ直接予約する場合を除く)

対象	受付開始日時
高齢者 (65 歳以上の方)、基礎疾患のある方等 (5~64 歳) ※ 予防接種法の努力義務が適用される方	令和 5 年 9 月 13 日 (水) 午前 9 時~
上記対象に該当しない方	令和 5 年 9 月 19 日 (火) 午前 9 時~

【添付資料】

「新型コロナウイルス ワクチン NEWS No. 21」

(令和 5 年 8 月 25 日発行)

お問合せ先

【ワクチン接種全般について】

横浜市新型コロナウイルスワクチン接種 コールセンター Tel : 0120-045-070

【本資料について】

医療局 健康安全課 ワクチン接種調整等担当 Tel : 045-671-4841

ワクチンNEWS No.21

令和5年8月22日現在、国から示された方針等に基づき作成しています。

秋開始接種が始まります 9月20日～3月31日



無料で受けられます



対象者

初回接種を完了した生後**6**か月以上の方

※初回接種は、生後6か月～4歳は1～3回目接種、5歳以上は1・2回目接種

※接種間隔は、前回接種から3か月以上

使用ワクチン

オミクロン株(XBB.1.5)対応ワクチン(ファイザー社・モデルナ社)^(※)など

Point ※ 流行主流株に対応した新しいワクチンです

接種場所

市内医療機関



接種できる
医療機関の
検索はこちら

接種券

5/8以降に追加接種(3回目以降の接種)を

・受けた方 ————— 9月11日(月)から順次発送

・受けていない方 —— お手元の接種券を使用

紛失した方
は裏面参照

予約方法

医療機関ごとに予約方法が異なります

① 医療機関への直接予約

② 市の予約システム・コールセンターを利用した予約

※ 区役所等で予約代行を実施しています(②で予約できる医療機関のみ)

予約開始日

※医療機関へ
直接予約をする
場合を除く

対象

受付開始日時

- ・ 高齢者(65歳以上の方)
- ・ 基礎疾患のある方等(5～64歳)

9月13日(水)午前9時

- ・ 上記対象に該当しない方

9月19日(火)午前9時

乳幼児（生後6か月～4歳）の追加接種が始まります

対象者 初回接種（1～3回目接種）を完了した方

接種間隔 前回接種から3か月以上

使用ワクチン オミクロン株（XBB.1.5）対応ワクチン（ファイザー社）
※ 乳幼児用

接種券 10月2日（月）から対象者へ順次発送
※ 接種券が届き次第、予約できます



乳幼児接種のページはこちら

初回接種で使用するワクチンが変わります

9月20日（水）以降に初回接種を受ける方には、オミクロン株（XBB.1.5）対応ワクチン（ファイザー社）を使用します。

詳細は、横浜市ウェブサイト「新型コロナワクチン（特設ページ）」をご確認ください。



接種券を紛失・破損した方

市ウェブページから再発行申請するか、ワクチン接種コールセンター（0120-045-070）にお問合せください。

再発行申請はこちら



春開始接種が終了します

春開始接種（対象者限定）は、9月19日（火）で終了します。接種を希望の方は、早めの予約をご検討ください。



横浜市 新型コロナワクチン接種コールセンター

予約

☎ 0120-045-112 📠 045-550-4226（耳の不自由な方専用）

問合せ

☎ 0120-045-070 📠 050-3588-7191（耳の不自由な方専用）

受付時間

予約・一般的なご相談 ————— 毎日9時～19時
小児・乳幼児接種に関するご相談 ————— 毎日9時～18時

対応言語

English、中文、한국어、Tiếng Việt、
नेपाली、Português、Español、日本語

※11月以降、コールセンターの受付曜日・受付時間を変更する可能性があります。※おかけ間違いにご注意ください。

最新情報は
こちら

横浜市ウェブサイト
新型コロナワクチン（特設ページ）
横浜市 ワクチン接種 🔍



プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大について

1 趣旨

温室効果ガスを削減するために、現在燃やすごみとして焼却処理している、プラスチック製品を新たに分別収集します。

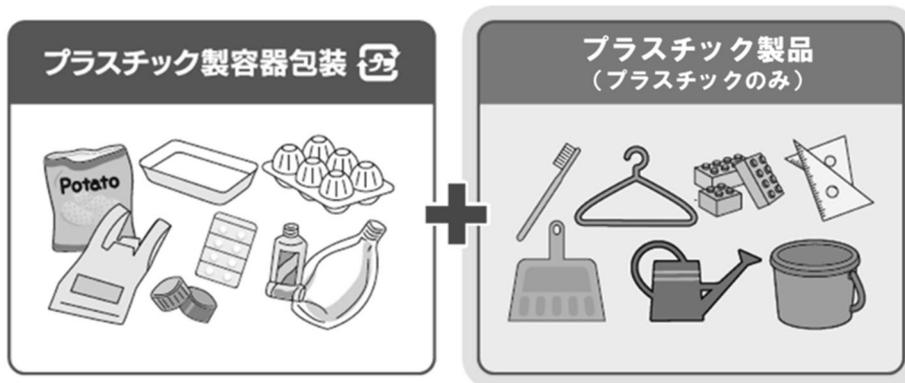
2 新たに分別収集するプラスチック製品

ハンガーやバケツなど、プラスチックのみでできた製品

(※金属などとの複合素材や合成繊維や合成ゴムなどは、引き続き燃やすごみ)

3 排出方法

既に分別していただいている、プラスチック製容器包装と同じ袋で、排出していただきます(週1回収集)。



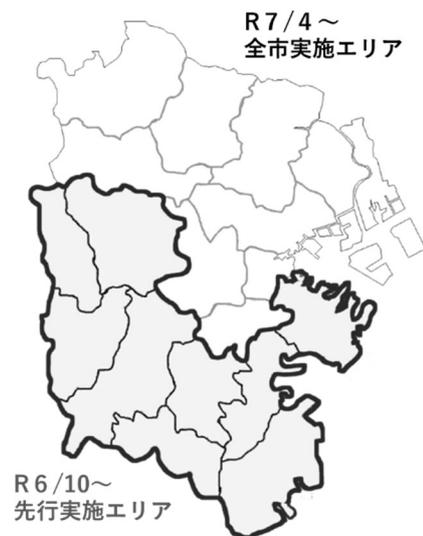
『プラスチック資源』として分別区分を新設
 【プラスチック製容器包装とプラスチック製品】

4 開始時期

令和6年10月 先行実施

令和7年4月 全市実施

令和6年10月 先行実施		
中区	港南区	旭区
磯子区	金沢区	戸塚区
栄区	泉区	瀬谷区
令和7年4月 全市実施		
鶴見区	神奈川区	西区
南区	保土ヶ谷区	港北区
緑区	青葉区	都筑区



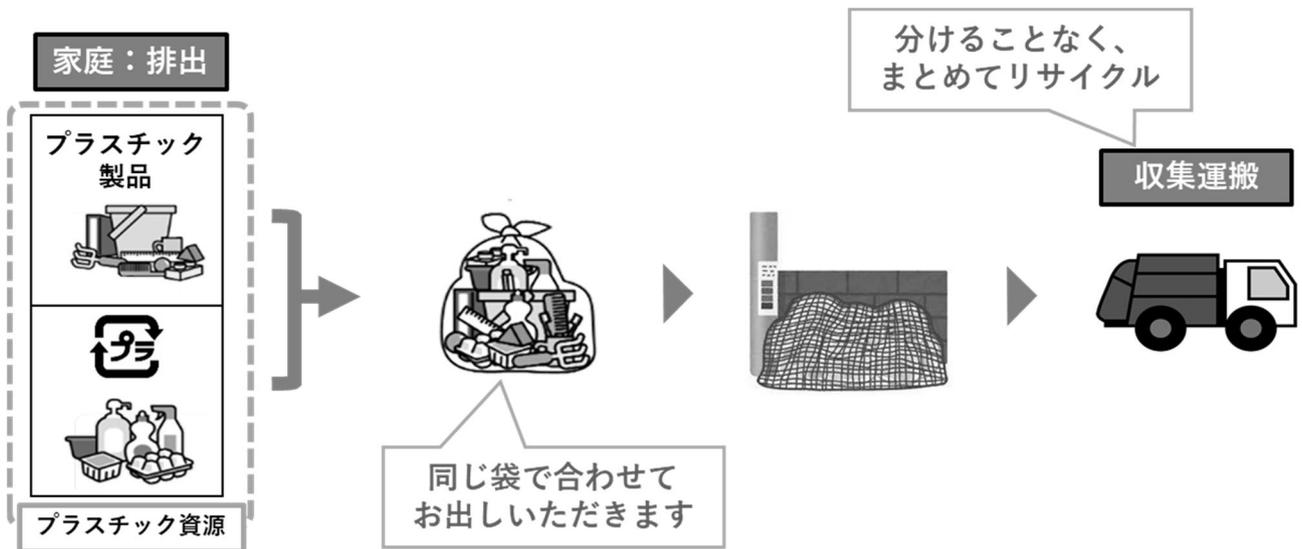
5 今後の予定

新たに分別収集するプラスチック製品の具体的な例を記載したチラシなどを製作し、十分な時間をかけて、丁寧に皆様に周知していきます。

6 その他

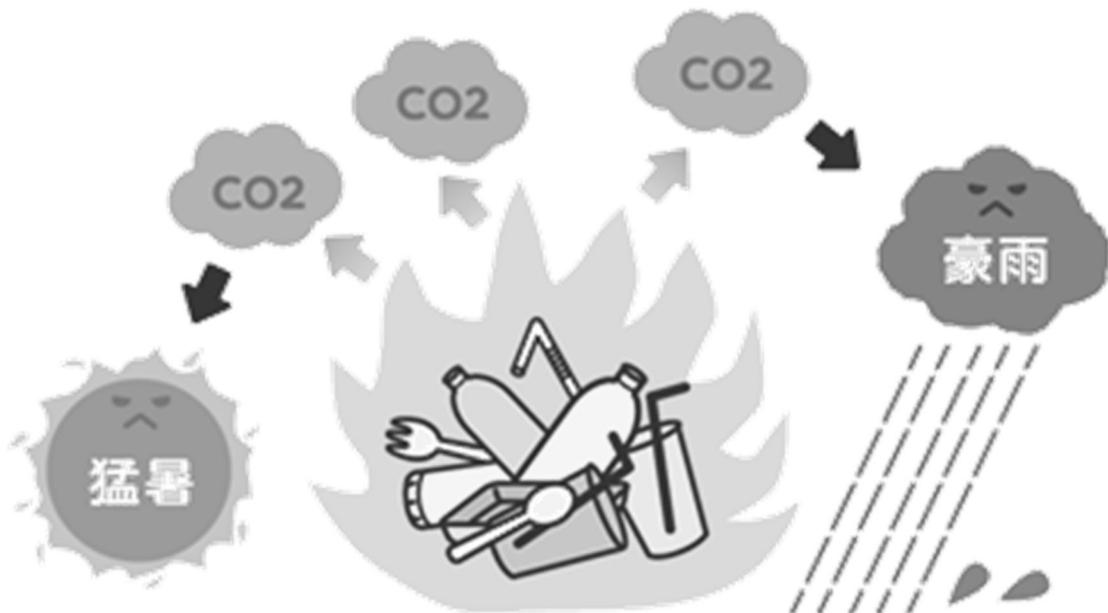
現在、本件を盛り込んだ「新たな一般廃棄物処理基本計画」の策定を進めており、計画策定に向けたパブリックコメントにて市民意見募集を予定しています。詳細は改めてお知らせいたします。

【参考①】 プラスチック資源の分別・リサイクルの流れ



【参考②】 地球温暖化とプラスチックを取り巻く状況

- 地球温暖化は、災害級の猛暑や記録的豪雨など、地球規模の気候変動を引き起こすとされています。
- プラスチックは燃やすと、地球温暖化の原因となる温室効果ガス（CO₂）を多く発生します。



燃やすごみからプラスチックを減らすことが「温室効果ガスの削減」につながります

災害用備蓄食料の無償配布（有効活用）について

日頃から横浜市の防災対策にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。
横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等、
防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

1 お配りする備蓄食料

- | | | |
|-------------------|---------------------|----|
| (1) 保存パン 20 食入り | 1,300 箱 (26,000 食) | 程度 |
| (2) 水缶詰 24 本入り | 5,800 箱 (139,200 本) | 程度 |
| (3) おかゆ 20 食入り | 2,700 箱 (54,000 食) | 程度 |
| (4) クラッカー 70 食入り | 500 箱 (35,000 食) | 程度 |
| (5) ビスケット 100 食入り | 700 箱 (70,000 食) | 程度 |

【参考】

・保存パン

- ① 1 箱当たりの食数：20 食
- ② 賞味期限：2024 年 1 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ：32cm×40cm×12cm／約 2 kg

・水缶詰

- ① 1 箱当たりの本数：24 本
- ② 賞味期限：2024 年 8 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ：27cm×40cm×13cm／約 8 kg

・おかゆ

- ① 1 箱当たりの食数：20 食
- ② 賞味期限：2024 年 1 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ：32cm×40cm×12cm／約 5 kg

・クラッカー

- ① 1 箱当たりの食数：70 食
- ② 賞味期限：2024 年 1 月または 2 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ：26cm×50cm×37cm／約 7 kg

・ビスケット

- ① 1 箱当たりの食数：100 食
- ② 賞味期限：2024 年 8 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ：24cm×39cm×28cm／約 5 kg

2 対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人は対象外とさせていただきます。

3 申込方法

(1) 申込期間

令和5年9月25日（月）から令和5年10月15日（日）まで

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』によりお申込みをお願いします。案内チラシに掲載されている URL または二次元コードよりアクセスいただき、必要事項を入力の上、お申込みください。

4 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）は、令和5年10月31日（火）午前9時頃、横浜市ウェブサイト（※）にて公表します。

※案内チラシ「(3) 抽選結果の公表」に掲載されている URL または二次元コードよりアクセスできます。

5 引渡場所

都筑区役所

配布場所の詳細及び配布日時は本市ウェブサイトに抽選結果とともに掲載します。

なお、備蓄品の配布日は、11月20～22日、27・28日のうち、申込時に第3希望まで選択の上、お申し込み頂きます。

6 注意事項

- (1) 申込みは1種類のみとし、保存パン、水缶詰、おかゆは最大25箱まで、クラッカー、ビスケットは最大10箱までとします。
- (2) 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- (3) 備蓄品の配送は行っていませんので、引渡場所までお越しいただきますようお願い致します。
- (4) 配布した備蓄食料は、絶対に転売しないでください。
- (5) 賞味期限内に食べきり、期限が過ぎたものは処分をお願いします。
- (6) 備蓄食料の引渡後発生したごみ等については、申込いただいた各団体様で処分をお願いいたします。

担当：都筑区 総務課

防災担当 中村、白木

Tel.948-2212

災害用備蓄食料を 無償でお配りします！

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等の防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

1 お配りする備蓄食料

※ 申込みは1種類のみとし、保存パン、水缶詰、おかゆは最大25箱まで、クラッカー、ビスケットは最大10箱まで申込可能です。

① 保存パン 1,300箱 (26,000食) 程度

【参考】

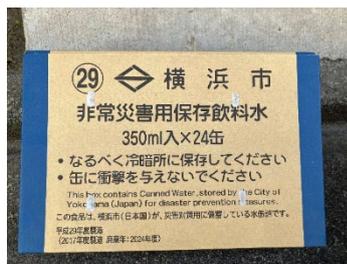
- ・ 1箱当たりの食数：20食
- ・ 賞味期限：2024年1月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
32cm×40cm×12cm／約2kg



② 水缶詰 5,800箱 (139,200本) 程度

【参考】

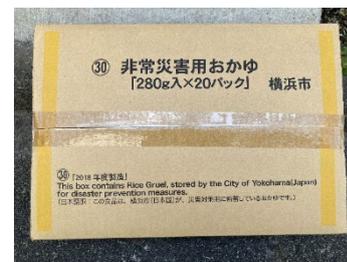
- ・ 1箱当たりの本数：24本
- ・ 賞味期限：2024年8月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
27cm×40cm×13cm／約8kg



③ おかゆ 2,700箱 (54,000食) 程度

【参考】

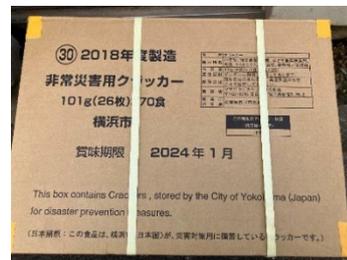
- ・ 1箱当たりの食数：20食
- ・ 賞味期限：2024年1月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
32cm×40cm×12cm／約5kg



④ クラッカー 500箱 (35,000食) 程度

【参考】

- ・ 1箱当たりの食数：70食
- ・ 賞味期限：2024年1月または2月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
26cm×50cm×37cm／約7kg



⑤ ビスケット 700箱 (70,000食) 程度

【参考】

- ・ 1箱当たりの食数：100食
- ・ 賞味期限：2024年8月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
24cm×39cm×28cm／約5kg



2 配布対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人は対象外とさせていただきます。

3 申込み・申込結果について

(1) 申込期間

令和5年9月25日（月）～令和5年10月15日（日）

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』によりお申込みをお願いします。下記の【URL】または【二次元コード】よりアクセスいただき、必要事項を入力の上、お申込みください。申込締切後、抽選結果を公表しますので、当選・落選の確認をお願いいたします。詳細は「(3) 抽選結果の公表」をご確認ください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c3b508f9-5079-4fa6-9c8d-deae9bfa9c52/start>

【二次元コード】



横浜市 無償配布

検索

【必ずご確認ください】

申請完了後の画面に表示される8ケタの「**申込番号**」は、申込みの**抽選結果の確認に必要となります。「申込番号」は後から確認ができませんので、必ず控えていただきますようお願いいたします。**（右の画面が表示されます）

申請の完了 サンプル

令和5年度 災害用備蓄食料の無償配布
申込受付フォーム

申込を受け付けました。

【必ずご確認ください】
以下に表示されている「申込番号」は、抽選結果の確認の際に必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。
このページを閉じてしまうと、後から「申込番号」の確認はできなくなってしまうので、ご注意ください。

申込番号
12345678

(3) 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）については、**令和5年10月31日（火）午前9時頃、横浜市ウェブサイトにて公表いたします。**

抽選結果の確認には、申込が完了した際に表示される「申込番号」が必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。

ウェブサイトには、以下の【URL】または【二次元コード】よりアクセスできます。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/jishin/bichikuhin/yukoukatuyo.html>

【二次元コード】



(4) 注意事項

- ア 申込みは1種類のみとし、保存パン、水缶詰、おかゆは最大 25 箱まで、クラッカー、ビスケットは最大 10 箱までとします。
- イ 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- ウ 備蓄品の配送は行っていませんので、引渡場所までお越しいただきますようお願い致します。
- エ 配布した備蓄食料は、絶対に転売しないでください。
- オ 賞味期限内に食べきり、期限が過ぎたものは処分をお願いします。
- カ 備蓄食料の引渡後発生したごみ等については、申し込まれた各団体様で処分をお願いいたします。

4 備蓄食料の配布場所

配布場所は、申込団体の所在地によってあらかじめ決まっておりますので、ご注意ください。
各配布場所の地図につきましては、本市ウェブサイト[※]に掲載しています。

※前項「(3) 抽選結果の公表」に掲載した【URL】または【二次元コード】よりアクセスできます。

団体の所在地	配布場所	住所
鶴見区	入船方面別備蓄庫	横浜市鶴見区弁天町3-1
神奈川区		
西区	西区中央方面別備蓄庫	横浜市西区中央1-18
中区	南部方面備蓄庫	横浜市金沢区富岡東2-2-10
南区		
港南区		
保土ヶ谷区	保土ヶ谷土木事務所 神戸町資材置場	横浜市保土ヶ谷区神戸町198-5
旭区	南部方面備蓄庫	横浜市金沢区富岡東2-2-10
磯子区		
金沢区		
港北区	港北区役所	横浜市港北区大豆戸町26-1
緑区	緑区役所	横浜市緑区寺山町118
青葉区	青葉区役所	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4
都筑区	都筑区役所	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1
戸塚区	戸塚区役所	横浜市戸塚区戸塚町16-17
栄区	栄区役所	横浜市栄区桂町303-19
泉区	泉区役所	横浜市泉区和泉中央北5-1-1
瀬谷区	瀬谷区役所	横浜市瀬谷区二ツ橋町190

5 問合せ先

横浜市総務局地域防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

(電話) 045-671-2011

第 3 期健康横浜 2 1 素案のパブリックコメントの実施について

市民の皆様の健康づくりに関する計画である「第 3 期健康横浜 2 1 ～横浜市健康増進計画・歯科口腔保健推進計画・食育推進計画～」の素案がまとまりましたので、御報告します。

素案についてパブリックコメントを行いますので、御理解、御協力のほどお願いいたします。今後は、パブリックコメントでいただいた御意見を踏まえ、最終案の検討を進め、令和 6 年 3 月に計画を策定する予定です。

1 協議・検討経過

第 3 期健康横浜 2 1 は、令和 4 年度から策定作業に着手し、本市附属機関の健康横浜 2 1 推進会議における意見交換を軸に、地域の関係機関・団体や学識経験者との協議・検討を重ねてきました。

2 第 3 期健康横浜 2 1 素案

- (1) 第 3 期健康横浜 2 1 素案パブリックコメント用リーフレット
- (2) 第 3 期健康横浜 2 1 素案冊子

3 パブリックコメントの実施

- (1) 実施期間
令和 5 年 9 月 27 日（水）～10 月 27 日（金）
- (2) 主な周知方法
 - ア 地域の関係機関・団体への説明（9 月～10 月）
 - イ 市ウェブサイトへの掲載（9 月中旬）
 - ウ 広報よこはま市版 はま情報（10 月号）
 - エ 市役所・区役所でのパブリックコメント用リーフレット等の配布
- (3) 意見提出方法
電子申請、電子メール、ファクシミリ、郵送

【添付資料】

- ・ 第 3 期健康横浜 2 1 素案パブリックコメント用リーフレット
- ・ 第 3 期健康横浜 2 1 素案冊子

（担当）横浜市健康福祉局健康推進課
電話：671-2454 FAX：663-4469
E メール：kf-kenkouyokohama@city.yokohama.jp

第3期健康横浜21(素案) 全文の閲覧方法

▶ 第3期健康横浜21(素案)の全文は、横浜市健康福祉局健康推進課ホームページからご覧いただけます。

URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kenkozukuri/21/naiyo/3rd/soan.html>

第3期健康横浜21(素案) 🔍



▶ 次の場所で、第3期健康横浜21(素案)の全文を冊子でご覧いただけます。

- 各区役所広報相談係
- 市民情報センター(横浜市庁舎3階)
- 横浜市健康福祉局健康推進課(横浜市庁舎15階)

御意見の募集期間

令和5年9月27日(水)～10月27日(金)

いずれかの方法で、御意見をお寄せください。

- 1 市電子申請・届出システム入力フォーム
- 2 Eメール kf-kenkouyokohama@city.yokohama.jp
- 3 FAX 045-663-4469
- 4 ハガキ 下のハガキを切り取って御利用ください。切手は不要です。(10月27日 消印有効)



市電子申請・届出システム
入力フォームはこちらから

2 Eメール、3 FAXの場合は、
件名に「第3期健康横浜21意見」と
明記してください。

【注意事項】

- いただいた御意見は、計画策定の参考にさせていただきます。また、個人情報を除き、いただいた御意見の概要と、それに対する本市の考え方をまとめ、後日、ホームページで公表します。御意見への個別の回答はいたしませんので、御了承ください。
- 御意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭による御意見は受け付けておりません。
- 御意見の提出に伴い取得したEメールアドレス、FAX番号等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、本件に関する業務にのみ利用させていただきます。

お問合せ

横浜市健康福祉局健康推進課

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL:045-671-2454 FAX:045-663-4469

✉ kf-kenkouyokohama@city.yokohama.jp

令和5年9月発行

皆様の御意見をお寄せください

募集期間

令和5年 9月27日(水)～
10月27日(金)

第3期

パブリックコメント

健康横浜21(素案)

～横浜市健康増進計画・歯科口腔保健推進計画・食育推進計画～



第3期 健康横浜21とは 計画期間 令和6年度(2024年度)～令和17年度(2035年度)の12年間

横浜市民の最も大きな健康課題の一つである生活習慣病の予防を中心とした、総合的な健康づくりの指針です。健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」を軸に、関連する分野の計画として、横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例に基づく「歯科口腔保健推進計画」、食育基本法に基づく「食育推進計画」の3つの計画を一体的に策定します。

基本理念 「共に取り組む生涯を通じた健康づくり」

乳幼児期から高齢期まで継続した生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防や重症化予防、健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくりに、市民、関係機関・団体、行政が共に取り組むことにより、誰もが健やかな生活を送ることができる都市を目指します。

料金受取人払郵便

横浜港局
承認

9352

差出有効期間
令和5年11月
15日まで
(郵便切手不要)

郵便はがき

2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

横浜市中区本町6-50-10
横浜市健康福祉局健康推進課
健康横浜21担当行

✂
キリトリ線

回答されるあなたの情報を教えてください

住所	<input type="checkbox"/> 横浜市()区	<input type="checkbox"/> 市外	
年代	<input type="checkbox"/> 10代以下	<input type="checkbox"/> 20代	<input type="checkbox"/> 30代
	<input type="checkbox"/> 40代	<input type="checkbox"/> 50代	<input type="checkbox"/> 60代
	<input type="checkbox"/> 70代以上		

令和 5 年 9 月 21 日

都筑区地区連合町内会自治会会長 各位

都筑区長 佐々田 賢一

令和 5 年度「都筑スポーツ・文化賞」表彰候補者の調査票の提出について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、スポーツ振興、文化振興に格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、都筑区においては、スポーツ・文化の分野においてめざましい活躍、顕著な功績のあった方を「都筑スポーツ・文化賞」にて表彰しております。

つきましては、令和 5 年度の対象者を調査するため、貴団体に受賞候補者（都筑区内に在住、在学または在勤）がいらっしゃる場合には、調査票を御提出くださいますようお願い申し上げます。

原則、都筑スポーツ・文化賞の推薦には本調査票の御提出が必須となりますので、御了承ください。なお、大会の詳細や受賞内容の確認等で、本人にお話を伺う際には、あくまでも表彰候補者の調査であり、必ずしも表彰されるとは限らない旨をお伝えください。

また、いただいた個人情報、都筑スポーツ・文化賞の事務のみに利用いたします。

今後の流れについては、別紙を御参照ください。

御多忙の折、大変恐縮ですが、よろしく願いいたします。

1 対象期間

令和 4 年 11 月 1 日（火）～令和 5 年 10 月 31 日（火）

2 御提出いただく書類

（1）調査票

（2）候補者の成績を表す資料の写し（賞状、新聞記事の写し 等）

3 調査票の期限

令和 5 年 11 月 6 日（月）※大会等の状況により、上記期限に間に合わない場合は地域振興課までご一報ください。

4 提出先

FAX：045-948-2239 E-mail：tz-sports@city.yokohama.jp

郵送：〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 3 2 - 1

都筑区役所地域振興課 「都筑スポーツ・文化賞」担当

都筑区役所地域振興課 深澤・間野・石井

TEL：045-948-2235

E-mail：tz-sports@city.yokohama.jp

＜表彰基準について＞

- ①全国規模、国際規模の大会、コンクール等において、世界記録又は日本記録を更新したもの
- ②国際規模の大会、コンクール等において、入賞以上の成績を収めたもの、又はベストメンバー若しくは最優秀選手
- ③全国規模の大会、コンクール等において、3位以上の成績を収めたもの、又はベストメンバー若しくは最優秀選手（3位以上と明確に判断できないコンクールや競技等についても選考の対象となる場合がありますので、積極的にご推薦ください。）
- ④その他、上記②、③に相当する優秀な成績を収めたもの

＜表彰対象者について＞

表彰対象期間内に上記の表彰基準を満たした方で、その時点で以下のいずれかに該当する方。

- ①都筑区在住、在学、在勤のいずれかに該当する個人
- ②都筑区内の学校、事業所等に籍を置く団体又はその構成員

ご不明な点がございましたら、下記担当にご連絡ください。

「都筑スポーツ・文化賞」表彰候補者調査票(個人用)

自治会・町内会	
---------	--

記入者 : _____

推薦者名 : 会長 _____

記入者連絡先 : _____

記入者住所: 〒 _____

※候補者多数の場合には、お手数ですがコピーをお願いします。

候補者	ふりがな	年齢・学年(提出時点)	性別
	氏名 (楷書で正確にお願いします。)	才 年生	男・女
候補者	※いずれかに○をつけてください。 ・ 都筑区在住 ・ 都筑区在学(学校名: _____) ・ 都筑区在勤		

大会、コンクール名 (正式名称)	
主催者	
開催期日	令和 年 月 日
競技、活動分野	(例:【スポーツ】陸上競技、水泳、テニス 等 【文化】美術、書道、囲碁将棋、パレエ 等)
種目、部門	(例:【スポーツ】走り幅跳び、100m平泳ぎ、シングルス 等 【文化】中学生の部、一般の部 等)
成績	(例:優勝、金賞、3位入賞 等)
記録等	
その他 (連覇など)	

※候補者の成績を表す資料(賞状、新聞、雑誌 等)の写しを添付して下さい。
 →裏面<都筑スポーツ・文化賞受賞のめやす>

＜表彰基準について＞

- ①全国規模、国際規模の大会、コンクール等において、世界記録又は日本記録を更新したもの
- ②国際規模の大会、コンクール等において、入賞以上の成績を収めたもの、又はベストメンバー若しくは最優秀選手
- ③全国規模の大会、コンクール等において、3位以上の成績を収めたもの、又はベストメンバー若しくは最優秀選手（3位以上と明確に判断できないコンクールや競技等についても選考の対象となる場合がありますので、積極的にご推薦ください。）
- ④その他、上記②、③に相当する優秀な成績を収めたもの

＜表彰対象者について＞

表彰対象期間内に上記の表彰基準を満たした方で、その時点で以下のいずれかに該当する方。

- ①都筑区在住、在学、在勤のいずれかに該当する個人
- ②都筑区内の学校、事業所等に籍を置く団体又はその構成員

都筑区役所地域振興課区民活動係
担当 深澤、間野、石井
TEL:045-948-2235
FAX:045-948-2239
E-mail:tz-sports@city.yokohama.jp

「都筑スポーツ・文化賞」表彰候補者調査票(団体用)

自治会・町内会	
---------	--

記入者 :

推薦者名 : 会長

記入者連絡先 :

記入者住所: 〒

※推薦者多数の場合には、お手数ですがコピーをお願いします。

候補チーム	ふりがな
	チーム名 (楷書で正確にお願いします。)

大会、コンクール名 (正式名称)	
主催者	
開催期日	令和 年 月 日
競技、活動分野	(例:【スポーツ】陸上競技、水泳、テニス、サッカー 等 【文化】吹奏楽、管弦楽、合唱 等)
種目、部門	(例:【スポーツ】400mリレー、4×200m自由形、ダブルス 等 【文化】小編成部門、混声合唱の部 等)
成績	(例:優勝、金賞、3位入賞 等)
記録等	
その他 (連覇など)	

※候補者の成績を表す資料(賞状、新聞、雑誌 等)の写しを添付して下さい。

→裏面<都筑スポーツ・文化賞受賞のめやす>

＜表彰基準について＞

- ①全国規模、国際規模の大会、コンクール等において、世界記録又は日本記録を更新したもの
- ②国際規模の大会、コンクール等において、入賞以上の成績を収めたもの、又はベストメンバー若しくは最優秀選手
- ③全国規模の大会、コンクール等において、3位以上の成績を収めたもの、又はベストメンバー若しくは最優秀選手（3位以上と明確に判断できないコンクールや競技等についても選考の対象となる場合がありますので、積極的にご推薦ください。）
- ④その他、上記②、③に相当する優秀な成績を収めたもの

＜表彰対象者について＞

表彰対象期間内に上記の表彰基準を満たした方で、その時点で以下のいずれかに該当する方。

- ①都筑区在住、在学、在勤のいずれかに該当する個人
- ②都筑区内の学校、事業所等に籍を置く団体又はその構成員

都筑区役所地域振興課区民活動係
担当 深澤、間野、石井
TEL:045-948-2235
FAX:045-948-2239
E-mail:tz-sports@city.yokohama.jp

都筑スポーツ・文化賞の今後の流れ

日程	内容等
11月6日(月)	調査票の受付期限 ※1
11月上旬	調査票の提出があった方に推薦書の提出依頼させていただきます。
11月中旬	推薦書提出期限 ※2
12月上旬～中旬	受賞可否及び表彰式についてのご案内の発送
1月上旬	表彰式(日程については現在調整中です。)

※1 大会等の状況により、間に合わない可能性のある場合は、地域振興課までご一報ください。

特に、10月後半に開催される大会がある場合には、大会前のご連絡をお願いいたします。

※1 大会の規模や受賞結果等について、調査票の内容を元にお伺いする事がございますので、ご了承ください。

※2 期限が変更になる可能性がございます。

※2 都筑スポーツ・文化賞の受賞には再度、推薦者による推薦書の提出が必須となりますので、ご了承ください。

都筑地振第 968 号
令和 5 年 8 月 29 日

地区連合町内会自治会会長 各位

都筑区交通安全対策協議会会長
都 筑 区 長 佐々田 賢一

令和 5 年度都筑区交通安全功労者表彰候補者の推薦について（依頼）

清秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、交通安全対策事業の推進につきましては、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、都筑区交通安全対策協議会（事務局 地域振興課）では、交通安全と交通道德の普及・高揚に顕著な功績のあった個人又は団体に対して感謝の意を表し、なお一層の活動の推進を期する目的で、交通安全功労者表彰を別紙要綱に基づき実施しております。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、貴地区から候補者を御推薦いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 推薦方法

連合町内会自治会長様より別添推薦書により、個人または団体を御推薦ください。

2 候補者数について

1 名または 1 団体とします。

3 提出期限

令和 5 年 11 月 30 日（木）迄とさせていただきます。

4 表彰式

令和 6 年 2 月 29 日（木）開催予定の「都筑区交通安全対策協議会総会」の前に同会場で表彰いたします。

5 提出及び問い合わせ先

都筑区茅ヶ崎中央 32-1 都筑区 総務部 地域振興課 地域振興係

担当 姫嶋、安部 TEL 948-2232 Fax 948-2239

E-mail sh27-abe@city-yokohama.jp

都筑区交通安全功労者表彰要綱

(表彰目的)

第1条 この表彰は、都筑区内における交通安全と交通道德の普及・高揚に顕著な功績のあった個人又は団体に対して、感謝の意を表し、なお一層の活動の推進を期する目的で実施する。

(表彰方法)

第2条 表彰は、都筑区交通安全対策協議会会長（以下「会長」という。）が行うものとし、表彰状並びに記念品を贈呈する。

(表彰対象)

第3条 表彰は、次の各号の一つに該当する個人又は団体で、その業績・功労が特に顕著であると会長が認めたものに対して行う。

- (1) 多年にわたり地域において街頭指導ほか安全指導、安全教育活動に尽力したもの
- (2) その他交通安全と事故防止活動の推進に寄与したもの。

(候補者の推薦・選考)

第4条 推薦にあたっては、都筑区交通安全対策協議会委員の内、別に定めるものが別紙推薦書（様式1）により会長に推薦し、会長がこれを選考し決定する。

(表彰時期)

第5条 表彰は、原則として毎年1回行う。

(その他)

第6条 本表彰に係る事務は、都筑区役所総務部地域振興課が行う。

- 2 この要綱の実施について必要な事項は別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年3月21日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年11月27日から施行する。

都筑区交通安全功労者表彰基準

都筑区交通安全功労者表彰要綱による表彰の実施については、次のとおりとする。

1（表彰の対象）

第3条に定める対象者は次のとおりとする。

（1）多年とは、原則としてその活動が3年以上にわたるものとする。

2（表彰の対象外）

次のものは表彰の対象外とする。

（1）過去に本表彰を受けた個人表彰者。

（2）過去10年以内に本表彰を受けた団体表彰者

（3）本表彰の対象となる活動を営利、営業の目的または職務として行うもの。

（4）過去1カ年以内に自己の責任で交通事故を起こし、また交通違反を犯し
刑事処分、行政処分を受けたことのあるもの。

3（候補者の推薦）

第4条に定める候補者の推薦団体及び推薦人数は、行政機関・警察署を除く各委員から原則1名（団体）とする。ただし、都筑交通安全協会については協会単位の推薦とし、人数は3名（団体）以内とする。

また、推薦者不在時は、推薦書（様式1）にその旨明記する。

4（被表彰者の人数）

被表彰者の人数は原則として20名（団体）以内とする。

附則

（施行期日）

1 この基準は、平成30年10月19日から施行する。

（施行期日）

1 この基準は、令和3年3月1日から施行する。

都筑区制30周年記念ロゴマーク 投票してください!

都筑区は令和6（2024）年11月に区制30周年の節目を迎えます。
30周年を盛り上げるため、ロゴマークを決定し、30周年を祝うイベントや広報で活用します。

投票期間 令和5年9月25日(月) 9時～10月20日(金) 17時

3つのロゴマーク案から1つを選んでください

1



ANNIVERSARY
TSUZUKI 2024
都筑区制30周年

30年という歴史とこれからを一本の道のように表現しています。
これまで培ったさまざまな経験をもとにさらなる豊かな成長をしていくことを願って。

2



ANNIVERSARY
TSUZUKI 2024
都筑区制30周年

自然豊かな場所で、育まれた都筑区の30年。
都筑区の花・サクラソウが祝う様を表現しています。

3



ANNIVERSARY
都筑区制30周年
TSUZUKI 2024

区制30周年ということを知りやすく読みやすい文字の配列で表現しています。
30周年という節目を、都筑区の花と緑で、飾りつけました。

投票所要時間は 1分程度（インターネット申請）です。

投票方法

投票資格：区内在住・在勤・在学の人 ※投票はお1人様1回までとさせていただきます。
〈区制30周年に最もふさわしいと思うロゴマークを1つ選び、以下のいずれかの方法でご投票ください〉

インターネット申請



投票フォームにアクセスし、
ロゴマークの番号を選択

都筑区制30周年

検索



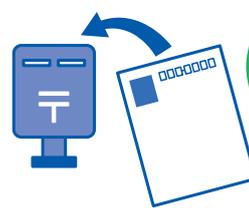
直接投票



区役所5階（53番窓口）にある
用紙に記入し、専用投票箱へ

※区役所開庁時間のみ
（土曜開庁時は投票不可）

郵送



10/20(金)
必着

はがき等にロゴマークの番号を
直接記入いただき投函

〒224-0032

都筑区茅ヶ崎中央32番1号

都筑区役所総務課庶務係
ロゴマーク投票担当

※今回の投票は、より多くの方々に気軽に投票に参加していただくため、氏名等の記載は必要とせず、番号だけで投票できるようにしました。
※ルールのご遵守は、皆様の良心に委ねられています。お一人につき、1回に限った投票をお願いします。なお、複数の投票が確認された場合、その投票は無効となります。
※ロゴマークの決定・発表は11月上旬を予定しています。



都筑野菜

朝市

「都筑野菜」は、“新鮮でおいしい野菜”であると同時に
身近で消費することで輸送に伴うCO₂が抑えられる“環境にやさしい野菜”です。
朝市を利用して地産地消を進めましょう!

日時

毎月 第2・4火曜日/第4土曜日 9:30~12:00

※売り切れ次第終了

※天候の影響等により、農作物の品薄や予告なしに中止する場合があります。

月	第2火曜日	第4火曜日	第4土曜日
10	10月10日(火)	10月24日(火)	10月21日(土)
11	11月14日(火)	11月28日(火)	11月25日(土)
12	12月12日(火)	お休み	お休み
R6.1	1月9日(火)	1月23日(火)	1月27日(土)
R6.2	2月13日(火)	2月27日(火)	お休み
R6.3	3月12日(火)	3月26日(火)	3月23日(土)

会場

都筑区総合庁舎駐車場横 通路
(市営地下鉄「センター南」駅下車 徒歩約6分)

お買い物の際は、マイバッグをお持ちください



＜出店農家一覧＞

開催日	出店農家	販売品
10月10日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
10月21日(土)	アーツファクトリー	季節の野菜
10月24日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
11月14日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
11月25日(土)	アーツファクトリー	季節の野菜
11月28日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
12月12日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
12月23日(土)	お休み	
12月26日(火)	お休み	
1月9日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
1月23日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
1月27日(土)	アーツファクトリー	季節の野菜
2月13日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
2月24日(土)	お休み	
2月27日(火)	マルイファーム	季節の野菜
3月12日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
3月23日(土)	アーツファクトリー	季節の野菜
3月26日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜

※天候影響等により、予告なしに農作物の品薄や中止する場合、出店農家に変更になる場合があります。

令和5年度 高齢者インフルエンザ予防接種のご案内

【実施期間：令和5年10月1日～令和5年12月31日】

インフルエンザについて	インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気です。 38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が突然現れます。 また、普通の風邪と同じように、のどの痛み、鼻汁、咳などの症状も見られます。 高齢者や免疫力の低下している方では肺炎等を併発し、重症になることがあります。
1 対象者	横浜市内に住民登録があり、 接種日現在で次の(1)(2)のいずれかに該当する方 (1) 65歳以上の方 (2) 60歳以上65歳未満の方で、 <u>心臓、じん臓、呼吸器の機能、</u> <u>又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に1級相当の障害のある方</u>
2 実施期間	令和5年10月1日から令和5年12月31日まで ※「横浜市高齢者インフルエンザ予防接種協力医療機関」の休診日を除く。
3 接種場所	横浜市高齢者インフルエンザ予防接種協力医療機関（以下「協力医療機関」） 【ご注意】◆協力医療機関以外での接種は、この事業の対象とはなりません。 ◆接種日時は協力医療機関によって異なりますので、必ず事前に電話などで確認してください。（予約が必要な場合もあります。） ◆協力医療機関名簿は、横浜市医療局のホームページで確認してください。 → <input type="text" value="横浜市 高齢者インフル"/> <input type="button" value="検索"/>
4 接種費用	2,300円 ◆次の(1)～(3)のいずれかに該当する方は、接種する際に、 <u>所定の書類を医療機関にご提出していただくことにより、無料で接種を受けることができます。</u> （詳細は3ページ参照） (1) ご本人を含む同じ世帯にいる方全員が市民税非課税の方 (2) 生活保護を受けている方（保護基準の見直しにより保護廃止となった方を含む） (3) 中国残留邦人等の方で、支援給付を受けている方 ・実施期間を過ぎると2,300円又は無料で接種を受けることができなくなりますのでご注意ください。
5 接種に必要なもの	住所・氏名・年齢を確認できるもの （運転免許証や健康保険証など） < 1対象者(2)に該当する方は、 <u>身体障害者手帳や診断書等の障害の程度が確認できるもの。</u> > < 4接種費用免除対象者に該当する方は、 <u>所定の書類</u> （詳細は3ページ）>
6 接種回数	1回 （2回接種した場合、2回目は全額自己負担となります。）
7 問い合わせ	横浜市予防接種コールセンター （午前9時～午後5時（土日・祝日、年末年始を除く）） 電話：045-330-8561 FAX: 045-664-7296
8 新型コロナワクチンとの接種間隔について	<u>新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンの接種間隔に制限はありません。</u> <u>同時接種することも可能です。</u> （令和5年7月11日現在 厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンQA」より）

1 インフルエンザ予防接種の有効性

インフルエンザ予防接種は、高齢者の発病防止や特に重症化防止に有効であることが確認されています。予防接種後、免疫がつくまでに2週間程度かかります。ワクチンの免疫効果は約5か月といわれており、流行前の12月上旬までに接種を受けておくと効果的です。

インフルエンザウイルスは毎年変化しながら流行するため、ウイルスの流行を予測してワクチンを製造しています。一般的には、65歳以上の方は毎年1回の接種で効果があります。

2 予防接種を受ける前に ～必ずお読みください～

(1) 一般的な注意事項

ア インフルエンザ予防接種は、ご本人が接種を希望する場合に接種を行いますので、有効性や副反応等を十分に理解した上で接種を受けてください。

イ 認知症状等があつて、最終的にご本人の意思確認ができなかった場合には、本市の費用助成による接種を受けることはできません。

ウ 市外の医療機関での接種を希望する場合は、予防接種健康被害救済制度の適用を受けるにあたり、接種前に横浜市が発行する「予防接種実施依頼書」の申請が必要になります。詳細については、お住まいの区の福祉保健課にお尋ねください。ただし、接種費用は全額自己負担となります。

(2) 予防接種を受けることが適当でない方

ア 明らかな発熱（37.5度以上）を呈している方

イ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方

ウ インフルエンザワクチンの接種液の成分によって、アナフィラキシーショック^(※)を起こしたことがある方（※アナフィラキシーショック：通常、接種後約30分以内に起こる激しいアレルギー反応のこと）

エ インフルエンザの定期接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方

オ その他、医師が不適当な状態と判断した方

(3) 予防接種を受ける際に、担当医師とよく相談しなくてはならない方

ア 心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患のある方

イ 過去にけいれんの既往のある方

ウ 過去に免疫不全と診断されている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方

エ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患のある方

オ インフルエンザワクチンの成分に対してアレルギーを呈する恐れのある方

(4) 予防接種を受けた後の一般的な注意事項

ア 接種後30分間は急な副反応が起こることがあるため、医師とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。

イ インフルエンザワクチンの副反応は24時間以内に多く出現するため、この間は体調に注意しましょう。

ウ 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすことはやめましょう。

エ 接種当日は激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

3 インフルエンザ予防接種の副反応

接種部位の発赤、腫脹、疼痛などが主な副反応です。全身反応として、発熱、悪寒、頭痛、倦怠感、関節痛、筋肉痛などがありますが、通常2～3日中に消失します。過敏症としてまれに発疹、じんましん、湿疹、紅斑、多形紅斑、そう痒感などがあります。また、ごくまれにアナフィラキシー様症状、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、ギラン・バレー症候群、けいれん（熱性けいれんを含む）、脳症、脊髄炎、視神経炎、肝機能障害、黄疸、喘息発作、急性汎発性発疹性膿疱症などの報告があります。

接種後、接種した部位が痛みや熱をもってひどくはれたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、血圧低下、高熱などが現れたら、医師の診察を受けてください。

4 予防接種健康被害救済制度について

予防接種の副反応により、医療機関での治療が必要になる、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けられる場合があります。予防接種による健康被害が生じた場合の手続きについては、各区福祉保健課にお問い合わせください。

5 接種費用の免除について ～免除対象者であることを確認できる書類が必要です～

次のいずれかの条件に該当する方は、接種する際に、**下表のいずれかの書類を協力医療機関へ提出することにより接種費用（2,300円）が免除されます。**

対象となる方	必要な書類
ア ご本人を含む世帯全員が市民税非課税世帯の方	① 「介護保険料額決定通知書」のコピー （65歳以上の方に毎年6月中旬～下旬に送付されます。） ② 「介護保険料額通知書」のコピー （新たに横浜市の介護保険に加入された65歳以上の方や、介護保険料額が変更となった方に発送されます。） ③ 「介護保険負担限度額認定証」のコピー （認定内容が 利用者負担第1段階～第3段階①または② の方が対象です。） ④ 「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」のコピー
イ 生活保護を受けている方 （保護基準の見直しにより保護廃止となった方も含む）	⑤ 「休日・夜間等診療依頼証」のコピー ⑥ 「生活保護費支給証」のコピー ⑦ 「生活保護受給証明書」（原本に限る）
ウ 中国残留邦人等の方で、支援給付を受けている方	⑧ 「本人確認証」のコピー
【ご注意】①②⑤⑥については令和5年度（2023年度）のもの、③については適用期間が令和5年8月1日以降のもの、④については発効期日が令和5年8月1日以降のものをご用意ください。	

※ア～ウの条件に該当するが、①～⑧の書類がお手元がない場合

「**高齢者インフルエンザ予防接種自己負担免除対象者確認書**」の交付を受けてください。

必要な手続きは、以下のとおりです。

- ・手続きは代理の方でも可能です。（代理の方が郵送で申請する場合、本人の委任状及び接種を受ける方の本人確認書類のコピーを同封してください。）
- ・令和5（2023）年1月1日時点で、本人含む世帯員の中で横浜市外在住の方がいる場合は、**手続き内容が変わります。詳しくは区福祉保健課までお問い合わせください。**

	区役所窓口での申請	郵送での申請
申請先	区福祉保健課（健康づくり係）	医療局健康安全課
受付期間	10月2日（月）～12月28日（木） （※土・日・祝日を除く）	10月2日（月）～12月8日（金） （※12月8日までの消印有効）
手続方法	申請手続きには、接種を受ける方の健康保険証、運転免許証など住所・氏名・年齢を確認できるものが必要になりますので、ご持参ください。60歳以上65歳未満の方は身体障害者手帳や診断書を確認させていただきます。 被接種者の同一世帯員の方が代理で申請する場合、代理の方の本人確認ができるもの、また、同一世帯員以外の方が代理で申請する場合、代理の方の本人確認ができるもののほか、接種を受ける方の印かん又は委任状も合わせてお持ちください。	① 横浜市医療局ホームページより専用の様式を印刷して、必要事項を記入 します。または、便せんなどの用紙に、「 高齢者インフルエンザ予防接種自己負担免除申請 」及び「 自己負担免除の確認となる対象者及びその属する世帯員の市・県民税の課税状況等について調査することに同意します 」と明記し、接種を受ける方の住所、氏名（フリガナ）、生年月日、年齢、電話番号を記入します。 ② 返信用の封筒 を用意し、住所・氏名・郵便番号を記入し、 84円切手を貼付 します。（高齢者施設等入所者分の一括申請の場合は、郵送料相当の切手を貼付します。） ③ 上記①②を封筒に入れ、横浜市医療局健康安全課（住所は裏面下部）に送付します。
発行までの期間	原則として申請当日	10日～2週間程度

予防接種に関するご質問にお答えします。お気軽にご相談ください。

横浜市予防接種コールセンター

電話：045-330-8561

FAX：045-664-7296

午前9時～午後5時(土日・祝日、年末年始除く)

対応言語：日本語、English、中文、한국어、Tiếng Việt、ネपाली

■各区福祉保健課 健康づくり係

開庁日：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

受付時間：8:45～17:00（窓口） / 8:45～17:15（電話）

青葉	☎ 978-2438	FAX 978-2419	瀬谷	☎ 367-5744	FAX 365-5718
旭	☎ 954-6146	FAX 953-7713	都筑	☎ 948-2350	FAX 948-2354
泉	☎ 800-2445	FAX 800-2516	鶴見	☎ 510-1832	FAX 510-1792
磯子	☎ 750-2445	FAX 750-2547	戸塚	☎ 866-8426	FAX 865-3963
神奈川	☎ 411-7138	FAX 316-7877	中	☎ 224-8332	FAX 224-8157
金沢	☎ 788-7840	FAX 784-4600	西	☎ 320-8439	FAX 324-3703
港南	☎ 847-8438	FAX 846-5981	保土ヶ谷	☎ 334-6345	FAX 333-6309
港北	☎ 540-2362	FAX 540-2368	緑	☎ 930-2357	FAX 930-2355
栄	☎ 894-6964	FAX 895-1759	南	☎ 341-1185	FAX 341-1189

■横浜市医療局ホームページ

高齢者インフルエンザ予防接種に関する情報が掲載されています。



QRコードが読み取れない場合は

横浜市 高齢者インフル

検索

◆インフルエンザの予防のために◆ ～普段から日常生活にも気を配ることが有効です～
インフルエンザは、咳やくしゃみを介して感染します。手洗いをはじめ、次のようなことにも注意して、普段からインフルエンザの予防を心掛けましょう。

- こまめな手洗い …食事前、帰宅後はせっけんで手を洗いましょう。
- 十分な睡眠とバランスのよい食事 …よい健康状態を保ち、免疫力低下を防ぎましょう。
- 適度な湿度（50～60％）を保つ …のどの粘膜の防衛機能低下を防ぎましょう。
- 人混みや繁華街への外出を控える …乾燥状態になりやすい冬場はウイルスに接触する機会が多くなります。

インフルエンザにかかるリスクを下げるためにも、早めに予防接種を受けましょう。

無料

区連会 9月定例会説明資料

令和5年9月21日

都筑区高齢・障害支援課

～健康は健口(けんこう)から

訪問歯科健診

この事業は、横浜市の令和5年度在宅要介護者訪問歯科健診事業により実施します。

《事業実施期間》

令和5年9月1日～令和6年1月31日

加齢に伴う口腔機能の低下は、感染症の発症や嚥下障害など高齢者のADL（日常生活動作）に大きく影響します。

そこで、通院が困難な在宅高齢者を対象に、訪問歯科健診を行うことにより、早期対応及び口腔機能の改善を図ります。

◆実施内容

◇対象者：・市内在住で歯科健診に行くことができない75歳以上（神奈川県後期高齢者医療制度対象者）で**要介護3以上※の方**

※ **要支援1・2、要介護1・2の方は、内科等の定期的な訪問診療を受けている場合に本事業の対象となります。**

・現在、医療保険や介護保険において歯科に関する治療・管理を受けていない方

◇内容：無料で、歯科医師によるむし歯、歯周病のチェック、お口の機能のチェック、歯科衛生士による歯みがきアドバイス等を行います。

*むし歯等の問題が見つかった場合で、診療、治療につながった場合は、保険診療となります。

◇自己負担：**無料**

◇申込方法：下記問合せ先までお電話・申込書(裏面)に必要事項をご記入のうえFAXにてお申し込み下さい。

「訪問歯科健診」に関する問合せ・申込は
(一社)横浜市歯科医師会 歯科医療連携室
電話:0120-814-594 FAX:0120-458-557



—在宅要介護者訪問歯科健診事業—
横浜市・(一社)横浜市歯科医師会



在宅要介護者訪問歯科健診連絡表

【申込日】令和 年 月 日

申込者氏名			
患者さんとの関係	<input type="checkbox"/> 家族 ()	<input type="checkbox"/> 担当ケアマネージャー	<input type="checkbox"/> その他 ()
電話番号		FAX番号	

利用者(患者)氏名	ふりがな	男・女	
生年月日	年 月 日 満	歳	
住所	〒 横浜市 区		
電話番号			
介護認定	<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 医科の訪問診療介入有 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5		
・生活保護	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	・医療保険	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
・障害者手帳	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
・かかりつけ歯科医	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	・かかりつけ主治医	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
医院・医師名	電話番号	医院・医師名	電話番号
患者さんの状態(環境)			
<input type="checkbox"/> 寝たきり <input type="checkbox"/> 寝たり起きたり <input type="checkbox"/> 自力で移動できる <input type="checkbox"/> 移動に介助が必要			
訪問健診希望曜日		駐車スペース	
	月 火 水 木 金 土 日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
午前			
午後			

FAX 0120-458-557
 横浜市歯科医師会 歯科医療連携室

お子さんを預かってくれる方募集!!

「横浜子育てサポートシステム」は、
0歳～小学校6年生までのお子さんを預かる会員制の有償ささえ合い活動です。
お住まいのお近くで活動ができます。
事務局がみなさまのお手伝いをしますので、ご安心ください!

ぜひ!

地域での子育て支援に 力を貸してください!

ママもパパもお仕事。
頼める人が
近くにいない!



ママが通院したい。
少しでも子どもを
みてほしい!

例えば
こんな活動が
あります

●小学校から習い事への送迎



●子育て支援センターでのお預かり



●幼稚園・保育園へのお迎え

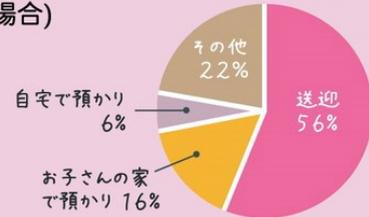


他にも、一緒に公園あそび、自宅でのお預かりなど

報酬は、1時間1,000円(月～金曜/7～19時の場合)
活動の多くは、1時間以内のものです。
朝や夕方方の1時間程度。週1回、月1回など
「できる時間・できる範囲」で大丈夫です。
※対象:横浜市内在住・20歳以上



-主な預かりの内容-



会員に
なるには

①説明会
に参加

②研修会
を受講

③登録
(登録無料)

活動の流れ・・・ ①事務局から連絡 → ②お子さんを交えて
事前に打ち合わせ → ③活動

※コーディネーターも同席します

まずは説明会にご参加ください!

【申込み・問合せ】

横浜子育てサポートシステム 都筑区支部(都筑区子育て支援センターポポラ内)

TEL:045-912-5157(火～土曜 9:00～17:00)



2023

11/3

金・祝

10:00～

15:00

第29回

都筑区民 まつり

笑顔あふれる 都筑区民まつり 笑顔あふれる 都筑区民まつり

砂の広場
飲食物調理販売

センター南駅周辺
PRコーナー
物品販売（飲食物含む）
お囃子、福祉保健コーナー等

すきっぷ広場
開会式・
ステージ

都筑区総合庁舎周辺
PRコーナー
物品販売（飲食物含む）
福祉バザー等

会場：「都筑区総合庁舎周辺」及び「センター南駅周辺」で開催いたします。

都筑区民まつり

検索



主催：都筑区ふるさとづくり委員会（事務局：都筑区役所地域振興課）TEL:948-2231 FAX:948-2239

荒天中止 小雨決行 開催可否は当日午前7時から都筑区役所ホームページでお知らせします。

※パソコン・スマートフォンをお持ちでない方は、横浜市コールセンター（TEL:664-2525 当日午前8時からのみ）まで。

会場周辺は交通渋滞が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。

都筑区地区連合町内会自治会
会長 各位

都筑区明るい選挙推進協議会事務局
(都筑区役所総務課統計選挙係)

都筑区明るい選挙推進協議会 推進員数の見直しに伴うアンケートの実施について

日頃より都筑区明るい選挙推進協議会(以下、明推協)の活動にご理解・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、明推協では、自治会町内会の皆様から、明推協推進員について「活動内容に対して人数が多い」「推薦人数が多く負担になっている」などのご意見があったことや、他区でも推進員数の見直しを行っている事例があること、また、市として自治会・町内会に対する依頼事項の見直しを図っていることから、人数の見直しを検討しています。

つきましては、地域の皆様のご意見を聞かせていただきたく、自治会町内会を対象とするアンケートへのご協力をお願いします。アンケートの結果は、今後の見直し案の参考とさせていただきます。

1 アンケートの概要

(1) アンケートの内容

推進員の推薦方法、活動内容、活動人数、推薦依頼数に関するご意見など

(2) 回答いただきたい方

各自治会町内会の中で、推進員の活動を把握している方1名

(3) 回答方法

- ①横浜市電子申請システム ②FAX
③Eメール ④区役所へご持参(5階52番窓口)

(4) 回答期日

令和5年10月31日(火)

2 今後の予定

令和5年9月21日 区連会にて依頼
令和5年9月下旬 各自治会町内会へアンケート配布
令和5年10月31日 回答期日
令和6年1月～3月 地区代表委員との調整
令和6年4月 令和6年度明推協会議にて審議
令和6年10月 各自治会町内会へ令和7・8年度推進員の推薦依頼

3 参考：18区の推進員数(都筑区は令和5年8月現在、その他は令和5年3月現在)

鶴見区	神奈川区	西区	中区	南区	港南区	保土ヶ谷区	旭区	磯子区
233人	56人	105人	94人	171人	26人	165人	8人	194人
金沢区	港北区	緑区	青葉区	都筑区	戸塚区	栄区	泉区	瀬谷区
128人	266人	59人	113人	310人	44人	131人	138人	152人

都筑区明るい選挙推進協議会事務局
担当：鈴木
TEL：948-2215/FAX：948-2209
E-mail：tz-senkyo@city.yokohama.jp

都筑区内自治会町内会 会長 各位

都筑区明るい選挙推進協議会事務局
(都筑区役所総務課統計選挙係)

都筑区明るい選挙推進協議会
推進員数の見直しに関するアンケートについて

日頃より選挙啓発活動にご理解・ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、都筑区明るい選挙推進協議会(以下、明推協)では、地域の皆様から「活動内容に対して人数が多い」「推薦人数が多く負担になっている」などのご意見があったことを踏まえ、推進員数の見直しを検討しています。つきましては、実際に推進員を推薦している地域の皆様からのご意見を聞かせていただきたく、アンケートを実施します。

お忙しいところ恐れ入りますが、ご協力のほどよろしくお願ひします。

1 趣旨

明推協推進員数の見直しを検討する際の参考とさせていただくため、自治会町内会を対象にアンケートを実施します。

2 回答していただきたい方

各自治会町内会の中で、明推協推進員の活動を把握している方 1 名
(回答内容については、記入者の方個人の意見で構いません)

3 送付書類

- (1) 都筑区明るい選挙推進協議会について(資料 1)
- (2) 令和 5 年 6 月 19 日開催 都筑区明るい選挙推進大会資料(抜粋)(資料 2)
- (3) 令和 5・6 年度明るい選挙推進員 推薦依頼数一覧(資料 3)
- (4) アンケート用紙

【電子申請システムはこちら】



4 提出方法

①横浜市電子申請システム

(<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/ff862e1e-66bb-4bc0-9bc9-36f4dae4c683/start>)

②FAX(045-948-2209)

③メール(tz-senkyo@city.yokohama.jp) ④区役所へご持参(5階 52番窓口)

※メールは本文に直接入力でも構いません。

5 回答期限

令和 5 年 10 月 31 日(火)

6 注意事項

- (1) アンケートの結果や地区代表委員のご意見を踏まえ、事務局にて見直し案を作成し、来年 4～5 月頃の明推協会議にてご審議いただきます。
- (2) 議決された見直し案については、次回の推薦依頼(令和 6 年秋～冬)から適用される予定です。

都筑区明るい選挙推進協議会事務局

担当：鈴木

TEL：045-948-2215/FAX：045-948-2209

E-mail：tz-senkyo@city.yokohama.jp

4 推進員数の見直しについて

(1) 概要

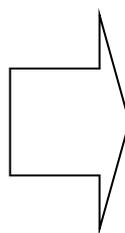
都筑区明るい選挙推進協議会の推進員数について、「活動内容に対して人数が多い」「推薦人数が多く負担になっている」などのご意見があり、また、他区でも推進員数の見直しを行っている事例がありますので、削減について検討します。

明推協委員や自治会町内会のご意見をもとに推薦依頼数について検討し、令和6年度明るい選挙推進協議会会議にて事務局から見直し案を提出したいと考えています。

審議の結果に基づき、令和7・8年度の推進員推薦依頼を行います。

(2) 現行の算出方法

自治会・町内会の世帯数	推薦依頼数
149世帯以下	1人
150から249世帯	2人
250から349世帯	3人
350から449世帯	4人
450から549世帯	5人
550から649世帯	6人
650から749世帯	7人
750から849世帯	8人
850から949世帯	9人
950世帯以上	10人



R5・6年度
 推薦依頼数：389人
 (実際に推薦された人数：310人)

(3) スケジュール (案)

- | | |
|---------------|---------------------|
| ①令和5年5月17日(水) | 明推協会議にて意見聴取 |
| ②令和5年7月～9月 | 会議の結果を踏まえアンケート実施 |
| ③令和6年1月～2月 | 各地区協議会委員と調整 |
| ④令和6年4月(予定) | 令和6年度明推協会議にて見直し案を審議 |
| ⑤令和6年11月 | 令和7・8年度推進員の推薦依頼 |
| ⑥令和7年4月 | 次期推進員の委嘱 |

(4) 他区の推進員数(令和4年度)

区	鶴見区	神奈川区	西区	中区	南区	港南区	保土ヶ谷区	旭区	磯子区
人数	233人	56人	105人	94人	171人	26人	165人	8人	194人
18区平均	金沢区	港北区	緑区	青葉区	<u>都筑区</u>	戸塚区	栄区	泉区	瀬谷区
135.1人	128人	266人	59人	113人	<u>348人</u>	44人	131人	138人	152人

都筑区明るい選挙推進協議会について

1 概要

都筑区明るい選挙推進協議会は、民主政治の基盤となる明るい選挙の実現、及び区民の投票参加の推進を目指して活動している民間団体です。

2 活動

- (1) 各地区協議会での自主啓発活動
- (2) 選挙時における啓発活動、及び選挙事務の協力
- (3) その他明るい選挙に関する各種事業

3 組織

- (1) 委員（令和5年7月現在 26名）

- ・区内関係諸団体から推薦された方
- ・地区連合町内会自治会におかれる地区協議会から推薦された代表者

役割：事務局との連絡のほか、例年4月に実施される明推協会議での重要事項の議決などを担っていただきます。その他推進員の方をお願いしている事項についても、同様に活動していただいております。

- ・推薦依頼団体

都筑区連合町内会自治会
都筑区地区連合町内会自治会（15地区）
都筑区商店街連合会
都筑区老人クラブ連合会
都筑区中学校長会
都筑区社会福祉協議会
都筑区子ども会育成連絡協議会
都筑区スポーツ推進委員連絡協議会
都筑区青少年指導員連絡協議会
都筑区消費生活推進員の会
都筑区PTA連絡協議会
都筑区小学校長会

- (2) 推進員（令和5年7月現在 310名）

- ・各自治会町内会から推薦された方

役割：各種啓発活動や選挙事務の従事などをしていただきます。

4 任期

2年（現職：令和5年4月1日～令和7年3月31日）

5 地区協議会

各地域での選挙啓発活動の推進を図るため、地区連合町内会自治会に地区協議会を設置しています。各地区協議会は1名の委員、及びその区域内の推進員をもって組織されており、それぞれ自主企画による選挙啓発活動を実施しています。

連合	番号	団体名	推薦数	連合	番号	団体名	推薦数	連合	番号	団体名	推薦数
東山田連合	1-1	東山田一丁目町内会	5	都田連合	7-1	川向町内会	4	荻田南連合	11-1	大丸自治会	4
	1-2	東山田二丁目町内会	5		7-2	大熊町内会	8		11-2	メゾン桜が丘自治会	4
	1-3	東山田三丁目町内会	2		7-3	折本町内会	6		11-3	荻田南一丁目自治会	1
	1-4	東山田四丁目町内会	4		7-4	東方町内会	6		11-4	荻田南二丁目自治会	3
	1-5	東山田第五町内会	3		7-5	仲町台3丁目自治会	4		11-5	荻田南三丁目第一自治会	2
	1-6	東山田第六町内会	4		7-6	平台町内会	3		11-6	荻田南三丁目第二自治会	2
	1-7	東山田第七町内会	3		7-7	長坂町内会	2		11-7	かしの木台ハイツ自治会	3
	1-8	コンフォール東山田自治会	1		7-8	みんなのプロムナード	4		11-8	しいの木台ハイツ自治会	3
山田連合	2-1	南山田町内会	10		7-9	仲町台中央町内会	6		11-9	グランノア港北の丘自治会	4
	2-2	北山田町内会	10		7-10	ヴェレレーナ港北ニュータウン自治会	3	渋沢連合	12-1	矢羽根自治会	1
	2-3	すみれが丘町内会	10		7-11	仲町台4丁目自治会	2		12-2	荻田東1丁目自治会	4
中川連合	3-1	大柵町内会	4	池辺連合	8-1	根岸自治会	3		12-3	荻田東2丁目自治会	3
	3-2	中川西町内会	9		8-2	池辺町中里自治会	6		12-4	荻田東3丁目自治会	3
	3-3	中川東町内会	7		8-3	池辺町八所谷戸自治会	1		12-5	荻田東4丁目自治会	5
	3-4	牛久保東町内会	10		8-4	池辺町滝ヶ谷戸自治会	2	茅ヶ崎南 MGCRS連合	13-1	メゾンふじのき台自治会	3
	3-5	牛久保西町内会	7		8-5	池辺町上藪根自治会	4		13-2	港北ガーデンホームズ自治会	1
	3-6	牛久保町内会	10		8-6	池辺町下藪根自治会	5		13-3	クレストヒルズ自治会	1
	3-7	あゆみが丘町内会	4		8-7	川内自治会	4		13-4	ルネサンスガーデンセンター南自治会	1
勝田茅ヶ崎連合	4-1	勝田町町内会	3		8-8	星谷自治会	1		13-5	グランスイートセンター南自治会	1
	4-2	勝田南町内会	4		8-9	坊方自治会	1	ふれあいの丘連合	14-1	富士見が丘自治会	5
	4-3	茅ヶ崎東町内会	7	佐江戸加賀原 地区連合	9-1	佐江戸町内会	10		14-2	見花山自治会	9
	4-4	茅ヶ崎南第一町内会	7		9-2	ライプタウン中山自治会	1		14-3	市営つづきが丘住宅自治会	1
	4-5	茅ヶ崎南第二町内会	5		9-3	加賀原一丁目自治会	4		14-4	エステ・スクエア自治会	2
	4-6	茅ヶ崎中央町内会	9		9-4	加賀原二丁目自治会	5		14-5	高山自治会	5
	4-7	ライオンズヴィアール自治会	1		9-5	シンフォニックヒルズ自治会	5		14-6	タンタタウン自治会	5
	4-8	コンフォールセンター南自治会	1		9-6	加賀原夕月野自治会	1	柚木荻田南連合	15-1	荻田南四丁目自治会	6
勝田連合	5-1	勝田団地第1自治会	3		9-7	やすらぎの街自治会	1		15-2	荻田南五丁目自治会	3
	5-2	勝田団地第2自治会	3	川和連合	10-1	川和町内会	10		15-3	荻田南町自治会	1
	5-3	勝田団地第3自治会	4		10-2	都筑ヶ丘住宅自治会	3	合計		389	
	5-4	勝田団地第4自治会	4		10-3	都筑が丘第2自治会	5				
新栄早瀬連合	6-1	新栄町町内会	1		10-4	川和台自治会	5				
	6-2	早瀬一丁目町内会	3		10-5	川和団地自治会	3				
	6-3	早瀬二丁目町内会	3		10-6	二の丸自治会	2				
	6-4	早瀬三丁目町内会	4		10-7	フォーチュンスクエア都筑中山自治会	1				
	6-5	仲町台パークヒルズ自治会	2								

令和5年度都筑区自治会町内会長感謝会における永年在職者表彰について

永きにわたり自治会町内会長としてご尽力されている方々を表彰し、また、自治会町内会長の日々のご尽力に感謝の意を表するため、自治会町内会長感謝会を開催いたします。

1 区長主催の感謝会について

(1) 表彰対象の皆様

ア 区長表彰

令和5年度に自治会町内会長及び地区連合町内会長の通算在職期間5年の方

イ 市長表彰

令和5年度に自治会町内会長及び地区連合町内会長の通算在職期間10年の方、及びその後の在職期間が5年ごとに達した方。

(2) 日時・会場（予定）

令和6年3月1日（金）

会場：アニヴェルセル ヒルズ横浜

※ 詳細は、決定次第ご報告いたします。

2 自治会・町内会長在職年数一覧の確認について

表彰対象者を確認させていただくため、別紙一覧の就任年数をご確認いただき、修正箇所等がございましたら 10月20日（金） までにご連絡をお願いいたします。

担 当：都筑区役所地域振興課地域振興係
姫嶋・門田

電 話：948-2231

FAX：948-2239



119情報

区連会 9月定例会説明資料
令和5年9月21日
都 筑 消 防 署

■ 区内の火災状況

都筑消防署

区分 / 年別		令和5年		令和4年		累計前年比 増△減
		8月	累計	8月	累計	
火災件数 (件)		0	19	7	18	1
火災種別	建物火災 (件)	0	10	6	13	△3
	車両火災 (件)	0	2	1	3	△1
	その他の火災 (件)	0	7	0	2	5
焼損面積 (㎡)		0	219	225	383	△164
死者 (人)		0	0	1	2	△2

【7月中4件】 7月6日 東方町 建物火災 7月24日 牛久保町 建物火災
 7月7日 川和町 建物火災 7月31日 池辺町 その他の火災

【8月中0件】

■ 区内の救急状況

救急車を呼ぶか迷ったら #7119



区分 / 年別		令和5年		令和4年		累計前年比 増△減
		8月	累計	8月	累計	
救急件数 (件)		1,091	7,277	972	6,963	314
救急種別	急病 (件)	830	5,241	744	4,957	284
	交通事故 (件)	40	340	44	345	△5
	一般負傷 (件)	171	1,228	134	1,213	15
	その他 (件)	50	468	50	448	20

※ 令和5年の数値は速報値のため、変更になる場合があります。

優先的に診てもらえる

※救急車の適正利用にご協力をお願いします!

どこの病院に行けばいいかわからない

救急車は無料だから

夜間・休日の診療時間外だった



住宅用火災警報器は10年を目安に

点検 交換 をしましょう!!

詳しい点検方法やご案内は
都筑消防署
までお問合せください

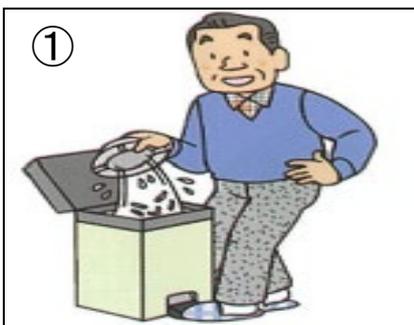
☎045-945-0119

都筑消防署・都筑消防団・都筑火災予防協会

たばこ火災から 大切な命を守ろう！！



たばこ火災の主な原因と防ぐポイント



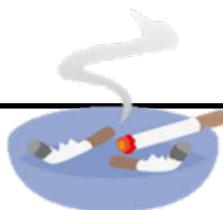
【火災を防ぐポイント】

ゴミ箱に吸い殻を捨てる時は、水に浸すなど完全に消えていることを確認しましょう。



【火災を防ぐポイント】

灰皿の吸い殻は完全に消し、こまめに捨てましょう。



【火災を防ぐポイント】

寝タバコはやめましょう。



住宅用火災警報器は**10年**を目安に

点検 交換 をしましょう！！

詳しい点検方法やご案内は
都筑消防署
までお問合せください

☎045-945-0119

都筑消防署・都筑消防団・都筑火災予防協会